

千葉県知事 様

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金給付申請書

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

申請する際は、次の5点について確認し、□にレ印を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、千葉県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は、本書で申請を行う高校生等について、他の都道府県に対し奨学のための給付金の申請を行っていません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ☐ （県内学校の申請者のみ）私が支給を受ける奨学のための給付金については、在籍する私立学校の設置者にその受領を委任し、支給される給付金の一部又は全部について、在籍する私立学校の徴収金等に充てることについて了承します。
※県外学校の場合は申請者に直接支給するため、本項目にレ点は不要です。

希望する手続きのどちらか一方に□にレ印を付けてください。

- ☐ 早期給付（1年生のみ）年額の4分の1を早期に支給します。残りの金額の支給を受けるためには、通常給付の申請書も別途作成してください。
一括で支給を受けたい方は通常給付を選択してください。

- ☐ 通常給付

上記の確認をしたうえで、申請を行う場合、以下の空欄に保護者等が署名すること。

申請者住所 (保護者等)	〒 (番地・アパート名も記入)	ふりがな	
		申請者 (保護者) 氏名	
該当区分 (該当する方にレ印) ※生業扶助受給かつ非課税 の場合は生活保護受給世帯 にレ印	☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯 → 【1】、裏面【2】（1）及び【4】を記載。 ※マイナンバー提出の方のみ【4】も記載。		
	☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯以外の世帯 → 【1】、裏面【2】（2）、（3）、【3】及び ※都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 182,500円未満の世帯（年収約490万円以下の世帯） 【4】を記載。		

【1】対象となる高校生等について

※申請手続きにより基準日が異なります。

【基準日】早期給付：令和8年4月1日 通常給付：令和8年7月1日

ふりがな				生年月日	西暦	年	月	日
氏名								
在学基準日現在 の学校	学校の名称	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 (科)						
	学校の所在地	都道府県 市区町村						
	学校設置者の名称							
	入学年月	年	月	在学中に給付金を受給した回数		なし 1回 2回 3回 4回 不明		
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	年	月	日	※全日制・定時制・通信制・専攻科 (科)	在学中に給付金を受給した回数		
	立	～	年	月	日	なし 1回 2回 3回 4回 不明		
						□ □ □ □ □ □		
	学校名	年	月	日	※全日制・定時制・通信制・専攻科 (科)	在学中に給付金を受給した回数		
立	～	年	月	日	なし 1回 2回 3回 4回 不明			
					□ □ □ □ □ □			

(裏面へ続く)

【2】保護者等の収入の状況について（該当する□にチェック（☑）を付けてください。）

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯であり、以下の書類を提出します。

☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護（生業扶助）の受給を証明する書類または生徒本人の個人番号カードの写しを提出します。
--------------------------	--

(2) (1)以外の世帯（都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が182,500円未満の世帯）であり、以下の書類を提出します。

個人番号	課税証明書等	←（該当する提出書類の□にチェック（☑）を付けてください。）
☐	☐	親権者（両親）2名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。
☐	☐	親権者1名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合等
☐	☐	未成年後見人（ ）名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
☐	☐	主たる生計維持者（ ）名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
☐	☐	生徒本人の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 ・成人に達している場合 等

※在学中に生徒が成人に達した場合、引き続き父母等により収入を維持している場合は「親権者」と読み替えてください。
※専攻科の生徒の場合、「生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯、当該合算額が105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯」と読み替えてください。

(3) ※(2)の場合は必ず署名又は記名・押印してください。（生業扶助世帯は記載不要）

私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。	
申請者（保護者等）氏名	印

【3】保護者等の情報について

個人番号カードの写し等又は証明書を添付する者の氏名、生年月日及び高校生等との続柄を記載してください。
個人番号カードの写し等を提出する場合は、令和8年1月1日時点の住所（市区町村まで）及び基準日時点の住所（市区町村以降も含む）を記入してください。

【基準日】早期給付：令和8年4月1日 通常給付：令和8年7月1日
（申請書表面に記載した住所と同じ場合は、記載省略欄の□にチェック（☑）を付けてください）

(ふりがな)				(ふりがな)			
氏名				氏名			
高校生等との続柄	父・母 その他 ()	生年月日	年 月 日	高校生等との続柄	父・母 その他 ()	生年月日	年 月 日
☐	申請書表面に記載した住所と同住所のため記載省略			☐	申請書表面に記載した住所と同住所のため記載省略		
令和8年1月1日時点の住所 都道府県 市区町村				令和8年1月1日時点の住所 都道府県 市区町村			
基準日時点の住所 〒 — 都道府県 市区町村				基準日時点の住所 〒 — 都道府県 市区町村			

【4】 ※必ず署名又は記名・押印してください。

この申請書及び添付書類の内容について、県が市町村等の関係機関に対し照会を行うこと及び個人番号により地方税関係情報を取得することに異存ありません。	
(署名又は記名・押印すること) 申請者（保護者）氏名	
印	

【添付書類】今回添付した書類の□にチェック（☑）を入れること

- | | |
|--|--|
| ☐ 生徒本人の住民票（マイナンバーの記載がないもの。外国籍の場合、国籍・在留資格の記載があるもの） | ☐ 委任状 |
| ☐ 給付金受領口座届出書 | ☐ 在学証明書 |
| ☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯であることを証する書類 | |
| ☐ 個人番号カードの写し等 | |
| ☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を確認できる書類 | |
| 専攻科のみ | ☐ 生計維持者全員の扶養親族が確認できる書類 ☐ 個人対象要件証明書 |
| | ☐ 多子世帯であり、1月1日以降に新たに出生等があった場合、出生等を確認できる書類 |